

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	42110003
事務事業名	法定外公共物管理事務
予算書の事業名	5. 法定外公共物管理事務
事業期間	開始年度 平成13年度 終了年度 当面継続 業務分類 1. 施設管理
実施計画(H25～H27)への記載	無 実施計画(H26～H28)における区分 実施計画書に記載しない
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営

部・課・係名等	コード1 03030400
部 名 等	産業建設部
課 名 等	建設課
係 名 等	用地開発係
記入者氏名	木下 誠
電話番号	0765-23-1089

政策体系上の位置付け	コード2 422003
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり
政策名	2 魅力ある都市基盤の充実
施策名	2. 快適な道路機能の強化
区分	なし
基本事業名	道路維持管理体制の強化

予算科目	コード3 001080101
会計	一般会計
款	8. 土木費
項	1. 土木管理費
目	1. 土木総務費

◆事業概要（どのような事業か）			◆実施計画への記載予定事業内容		単位	上段・計画：下段・実績		計画					
国が管理していた法定外公共物（里道・水路）のうち、現に機能がある法定外公共物について、市が譲与を受け財産管理・機能管理を行う。			H26			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
			H27										
			H28										
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 国から譲与を受けた法定外公共物（里道・水路）			対象指標	① 追加譲与申請数	件	10	5	5	5	5	5	
					② 境界立会申請数	件	10	2					
							70	70	70	70	70	70	
							70	52					
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無 <平成24年度の活動及び見直し内容> 法定外公共物の境界立会、用途廃止申請・使用許可申請に対する窓口業務、三ヶ地区の訴訟 <平成25年度の主な活動内容> 法定外公共物の境界立会、用途廃止申請・使用許可申請に対する窓口業務			活動指標	① 境界立会願い件数	件	70	70	70	70	70		
					② 法定外公共物使用等許可申請	件	70	52					
							10	10	40	40	40	40	
							10	46					
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 対象物の境界確認作業により、民地と公共用地との境界を確定することができ、法定外公共物が適正に管理される。			成果指標	② 法定外公共物用途廃止申請	件	13	13	10	10	10		
					③ 法定外公共物用途廃止数	件	10	2					
							10	7	10	10	10	10	
							13	13					
その結果	<施策の目指すがた> 法定外公共物の維持管理が適切に行われ、安全で円滑な財産管理が確保されています。			↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 地方分権推進計画に基づき、平成13年度から法定外公共物（里道・水路）のうち、現に機能している財産を国から順次譲与を受け、財産管理及び機能管理をするに至った。					費 目		実績		計画				
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 従来は国への申請が主であったが、市に譲与を受けてからは、迅速な立会業務や申請業務の簡素化に勤め、市民サービスに寄与している。					財源内訳	(1) 国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0
						(2) 地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0
						(3) その他(使用料・手数料等)	(千円)	119	568	65	40	0	0
						(4) 一般財源	(千円)	564	10	880	626	405	405
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） なし					支出内訳	予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	683	578	945	666	405	405
						(1) 需用費	(千円)	0	29	50	57	57	57
						(2) 委託料	(千円)	409	348	693	405	405	405
						(3) 工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0
◆県内他市の実施状況 ○ 把握している ● 把握していない					支出内訳	(4) 負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0
						(5) その他	(千円)	0	201	202	204	204	204
						A. 予算(決算)額(①～⑤の合計)	(千円)	409	578	945	666	666	666
						① 事務事業に携わる正規職員数	(人)	3	3	3	3	3	3
◆市民と行政の協働状況 ● 協働している ○ 協働可能だが未実施 ○ 協働になじまない					支出内訳	② 事務事業の年間所要時間	(時間)	800	800	800	800	800	800
						B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	3,469	3,519	3,520	3,520	3,520	3,520
						事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	3,878	4,097	4,465	4,186	4,186	4,186
						（参考）人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	里道・水路の維持管理は、住民生活に直接結びつくものであり、その必要性は大きいと言える。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	魚津市法定外公共物の管理に関する条例 (平成17年魚津市条例第3号)	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地無し。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	新たに譲与を受ける件数は年々少なくなると思われるが、継続的な財産管理及び機能管理があるため削減はできない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	国より新たに譲与を受けた財産であり、市全体の財産管理及び機能管理を行うためには人件費の削減は困難。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	財産上の管理は魚津市が行うが、機能管理は地元地区が行うことから、受益者負担を求めることは、適当でないと考えられる。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	他市も同様であるが、前項の内容のとおり市と地元との間で応分の負担が実質的に行われている。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (～5年間)	なし	成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)	
法定外公共物については、条例に基づき財産・機能管理が適正に行われるよう引き続き努力する必要がある。	二次評価の要否
	不要
★二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	42230006
事務事業名	市道維持補修事業
予算書の事業名	2.市道維持補修事業
事業期間	開始年度 平成元年以前 終了年度 当面継続 業務分類 1.施設管理
実施計画(H25～H27)への記載	有(一般) 実施計画(H26～H28)における区分 一般・継続・変更無
実施方法	☐ 1.指定管理者代行 ☒ 2.アウトソーシング ☐ 3.負担金・補助金 ☒ 4.市直営

部・課・係名等	コード1	03030300
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	維持管理係	
記入者氏名	長勢 博紀	
電話番号	0765-23-1029	

政策体系上の位置付け	コード2	422003
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	
政策名	2 魅力ある都市基盤の充実	
施策名	2. 快適な道路機能の強化	
区分	なし	
基本事業名	道路維持管理体制の強化	

予算科目	コード3	001080202
会計	一般会計	
款	8. 土木費	
項	2. 道路橋りょう費	
目	2. 道路維持費	

◆事業概要（どのような事業か）			◆実施計画への記載予定事業内容			単位	上段・計画：下段・実績		計画				
市民が安全かつ安心して通行できるよう市道を維持補修し、健全な道路としての機能・環境を保全する。			H26	市内一円道路維持補修			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
			H27	市内一円道路維持補修									
			H28	市内一円道路維持補修									
対象	＜この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など＞ 魚津市内の市道			対象指標	① 修繕要望件数	件	235	252	160	160	160	160	
					②								
					③								
手段	＜平成24年度における事業見直しの有無＞ 見直し無		＜平成24年度の活動及び見直し内容＞ 道路構造物に対して維持補修を実施。		活動指標	① 実施件数	件	206	234	132	136	140	144
						②							
	＜平成25年度の主な活動内容＞					③							
	道路構造物の維持補修												
意図	＜この事務事業によって、対象をどのように変えるのか＞ 道路の機能を保全している。			成果指標	① 実施率（実施件数／修繕要望件数）	%	87.66	92.86	82.50	85.00	87.50	90.00	
					②								
					③								
その結果	＜施策の目指すがた＞ 道路の維持管理や除雪が適切に行なわれ、安全で円滑な交通が確保される。			↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 市道管理者が行なう維持管理業務 市道の安全通行確保				費 目		実績		計画					
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
財源内訳			(1)国・県支出金	(千円)	990	0	0	0	0	0	0		
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	0		
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	77	14,946	14,968	15,000	15,000	15,000	15,000		
			(4)一般財源	(千円)	45,710	23,324	23,084	30,000	30,000	30,000	30,000		
			予算(決算)額(①～④の合計)	(千円)	46,777	38,270	38,052	45,000	45,000	45,000	45,000		
支出内訳			(1)需用費	(千円)	11,578	9,181	8,575	8,500	8,500	8,500	8,500		
			(2)委託料	(千円)	0	952	1,800	5,500	5,500	5,500	5,500		
			(3)工事請負費	(千円)	32,043	27,500	26,000	28,000	28,000	28,000	28,000		
			(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	0		
			(5)その他	(千円)	3,156	637	1,677	3,000	3,000	3,000	3,000		
		A. 予算(決算)額(①～⑤の合計)	(千円)	46,777	38,270	38,052	45,000	45,000	45,000	45,000			
◆県内他市の実施状況		➡	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄										
○ 把握している ● 把握していない	細かな実施状況は把握できないため。												
◆市民と行政の協働状況		➡	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄										
○ 協働している ○ 協働可能だが未実施 ● 協働になじまない	事業内容が、市道の維持補修工事であるため。												
			②事務事業の年間所要時間		(時間)	4,500	5,020	4,000	4,000	4,000	4,000		
			B. 人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	19,512	22,083	17,600	17,600	17,600	17,600		
		事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	66,289	60,353	55,652	62,600	62,600	62,600	62,600		
		（参考）人件費単価		(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400		

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	市道の維持補修を通じて機能を保持することは、安全で円滑な交通のために極めて重要である。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	道路法 (昭和27年法律第180号) 第42条第1項	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
あり	説明	修繕要箇所すべての修繕を目指し、少しでも実施率をあげたい。	成果実績 中位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	施工方法や使用材料等を精査し、コスト縮減に努めており、削減の余地なし。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	必要最小限の作業時間であり、削減できない。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	市民全体 (不特定) が受益者となっているため。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	市民全体 (不特定) が受益者であるため、負担を求める事業ではない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どのような手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 増加
	中・長期的 (～5年間)	舗装、側溝等の道路施設の老朽化が進み、修繕箇所が増えてきているため、計画的に実施する必要がある。	成果の方向性 向上

★一次評価 (課長総括評価)	
維持補修は、安全で円滑な交通を確保するための重要な業務であり、今後も継続していく必要がある。	二次評価の要否 不要
★二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	23102102
事務事業名	道路台帳整備事業
予算書の事業名	2.道路台帳整備事業
事業期間	開始年度 昭和34年度頃 終了年度 当面継続 業務分類 1.施設管理
実施計画(H25～H27)への記載	無 実施計画(H26～H28)における区分 実施計画書に記載しない
実施方法	☐ 1.指定管理者代行 ☒ 2.アウトソーシング ☐ 3.負担金・補助金 ☐ 4.市直営

部・課・係名等	コード1 03030100
部名等	産業建設部
課名等	建設課
係名等	業務係
記入者氏名	高木 宏和
電話番号	0765-23-1028

政策体系上の位置付け	コード2 422003
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり
政策名	2 魅力ある都市基盤の充実
施策名	2. 快適な道路機能の強化
区分	なし
基本事業名	道路維持管理体制の強化

予算科目	コード3 001080201
会計	一般会計
款	8. 土木費
項	2. 道路橋りょう費
目	1. 道路橋りょう総務費

◆事業概要（どのような事業か）			◆実施計画への記載予定事業内容		単位	上段・計画：下段・実績		計画			
道路法第28条第1項の規定や道路法施行規則第4条の2の規定に基づき、魚津市の管理する道路の種類や路線名、道路区域の境界線、路面種類など記載した台帳や図面を作成する業務である。			H26			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
			H27								
			H28								
対象	<この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など> 市道、道路台帳		対象指標	① 市道認定路線数	路線	1,244	1,248	1,252	1,256	1,260	1,264
				② 市道路線実延長	m	401,942	404,500	406,000	407,000	408,000	409,000
						401,942	401,996				
				③							
手段	<平成24年度における事業見直しの有無> 見直し無	<平成24年度の活動及び見直し内容> 特になし。	活動指標	① 新規道路台帳追加路線数	路線	3	4	4	4	4	4
				② 道路台帳変更路線数	路線	43	30	30	30	30	30
	<平成25年度の主な活動内容>				44	41					
	新規認定路線や拡幅・舗装等による改良路線を調査や測量、電算処理を通して道路台帳や図面を作成する業務。			③ 道路台帳削除路線	路線	0	0	0	0	0	0
意図	<この事務事業によって、対象をどのように変えるのか> 道路台帳や図面を作成することで、市道の現状を的確に把握できる。		成果指標	① 道路台帳整備済市道路線数	路線	1,244	1,252	1,256	1,260	1,264	1,268
				②							
				③							
その結果	<施策の目指すがた> 市道の現状を的確に把握することで、道路の維持管理や除雪が適切に行われる。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 大正8年に制定された旧道路法30条に、道路管理者が管理する道路の台帳を調整する旨の規定があったが、現行の内容になるのは、新道路法の施行及び昭和34年3月4日付道路法施行規則の一部を改正する省令（昭和34年建設省令第1号）の施行によって、道路台帳の調製、保管に関する事項が改定されたため。			費 目		実績		計画				
					23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
財源内訳			(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	11	230	16	16	16	16	
			(4)一般財源	(千円)	6,787	6,253	7,275	7,275	7,275	7,275	
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 電子化が進んでいる。			予算(決算)額(①～④の合計)		(千円)	6,798	6,483	7,291	7,291	7,291	7,291
支出内訳			(1)需用費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
			(2)委託料	(千円)	5,607	5,292	6,101	6,101	6,101	6,101	
			(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
			(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
◆県内他市の実施状況			(5)その他		(千円)	1,191	1,191	1,190	1,190	1,190	1,190
○ 把握している ● 把握していない			A. 予算(決算)額(①～⑤の合計)		(千円)	6,798	6,483	7,291	7,291	7,291	7,291
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 意見、要望は無い。			①事務事業に携わる正規職員数		(人)	3	2	3	3	3	3
◆県内他市の実施状況			②事務事業の年間所要時間		(時間)	140	400	140	140	140	140
○ 協働している ○ 協働可能だが未実施 ● 協働になじまない			B. 人件費（②×人件費単価/千円）		(千円)	607	1,760	616	616	616	616
◆市民と行政の協働状況			事務事業に係る総費用（A+B）		(千円)	7,405	8,243	7,907	7,907	7,907	7,907
			(参考) 人件費単価		(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度（事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載）			
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	市道の現状を的確に把握することは、充実した道路の維持管理に有効である。	
2. 市の関与の妥当性（民間や他の機関でも実施可能な事務事業か）			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間（市民・企業等）によるサービスの実施が不可能（又は困難）なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小（廃止）が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	・道路法（昭和27年法律第180号）第28条 ・道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地（現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明）			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地（成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明）※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	上位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無（どう効果が高まるか説明、できない理由も説明）			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地（手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明）		
あり	説明	図面の更新作業を行う際に、工事で使用したものを活用することで測量経費の削減が図れると考える。
7. 人件費の削減の余地（今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明）		
なし	説明	必要最低限の業務としているため削減の余地なし。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地（受益の機会が偏っていて不公平でないか）		
なし	説明	道路（市道）という公の施設の維持管理を行なうための事業であり、特定の受益者が存在しないことから、負担を求める性質のものではない。
9. 受益者負担の適正化の余地（県内他市と比較し、適正な水準か）		
平均	説明	道路（市道）という公の施設の維持管理を行なうための事業であり、特定の受益者が存在しないことから、負担を求める性質のものではない。

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☒ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま（又は計画どおり）継続実施			年度
☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			
☐ 他の事務事業と統合又は連携			
☐ 目的見直し			
☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案（いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか）		コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	台帳図の作成作業には、工事で使用したものを活用することで測量経費の削減が図れると考える。 コストの方向性
	中・長期的（～5年間）	事務の効率化に勤める。 削減 成果の方向性 維持

★一次評価（課長総括評価）	
適正な道路管理を行っていくうえで現況を適切に把握した台帳の整備・保管は重要なことであり、今後も事務事業の改善による事業費の削減に努めること。	二次評価の要否
	不要
★二次評価（経営戦略会議・部会）	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	42230002	部・課・係名等	コード1	03030100	政策体系上の位置付け	コード2	422003	予算科目	コード3	001080202
事務事業名	道路維持一般管理事業	部 名 等		産業建設部	政 策 の 柱	基 2	安全で快適な暮らしやすいまちづくり	会計		一般会計
予算書の事業名	道路維持一般管理事業	課 名 等		建設課	政 策 名	2	魅力ある都市基盤の充実	款		8. 土木費
事業期間	開始年度	不明	終了年度	当面継続	業務分類		1. 施設管理	項		2. 道路橋りょう費
実施計画(H25～H27)への記載	無	実施計画(H26～H28)における区分		実施計画書に記載しない	施 策 名	2.	快適な道路機能の強化	目		2. 道路維持費
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☒ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営									
記入者氏名	田村 理子									
電話番号	0765-23-1028									
基本事業名	道路維持管理体制の強化									

◆事業概要（どのような事業か）				◆実施計画への記載予定事業内容			単位	上段・計画：下段・実績		計画										
・市道の附属物である街灯の維持管理（電気料、修繕料の支払い、街路灯台帳の整備等） ・市道の道路賠償責任保険に係る契約、保険料支払及び事故発生時の対応 ・市道魚津駅友道線外6路線の除草、街路樹の剪定、市道宮津大海寺線緑化管理業務、市道地下道線の清掃				H26				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度							
				H27																
				H28																
対象	＜この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など＞				対象指標	① 街灯	箇所	289	289	289	289	289	289							
	・街灯 ・除草、街路樹の剪定の対象となる市道							289	289											
							② 除草、街路樹の剪定の対象となる市道	路線	14	17	17	17	17	17						
									14	17										
手段	＜平成24年度における事業見直しの有無＞				活動指標	① 街灯の電気料及び修繕料	円	5,480,000	5,760,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000							
	見直し無							6,532,669	6,316,819											
	＜平成25年度の主な活動内容＞						② 除草、街路樹の剪定に要した費用	円	2,638,000	2,904,000	2,638,000	2,638,000	2,638,000	2,638,000						
	主な活動内容は、事業概要に同じ。								2,364,500	2,669,130										
意図	＜この事務事業によって、対象をどのように変えるのか＞				成果指標	① 適切に維持管理されている該当の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
	・街灯が適切に維持管理され、夜間の安全な交通が確保される。 ・街路樹が適切に管理され、道路の景観の向上及び沿道の生活環境の保全が図られ、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等が行われる。							100.0	100.0											
						② 適切に除草、街路樹の剪定がされている市道の割合	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0							
								100.0	100.0											
その結果	＜施策の目指すがた＞																			
	道路の維持管理や除雪が適切に行われ、安全で円滑な交通が確保されています。																			
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯					費 目			実績		計画										
・詳細は不明である。 なお、街灯については、設置後に電気料が発生していることからその時点で、街路樹については、設置後に維持管理を行う必要があることから、その時点で開始されたと考えられる。					財源内訳	(1)国・県支出金 (千円)		0	0	0	0	0	0							
						(2)地方債 (千円)		0	0	0	0	0	0							
						(3)その他(使用料・手数料等) (千円)		0	0	0	0	0	0							
						(4)一般財源 (千円)		9,306	9,843	10,240	10,350	10,350	10,350							
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など）					支出内訳	予算(決算)額(①～④)の合計 (千円)		9,306	9,843	10,240	10,350	10,350	10,350							
・街灯が経年劣化してきており、段階的に更新する必要性が生じてきている。						(1)需用費 (千円)		5,163	6,317	6,400	6,510	6,510	6,510							
						(2)委託料 (千円)		2,364	2,669	2,905	2,905	2,905	2,905							
						(3)工事請負費 (千円)		0	0	0	0	0	0							
						(4)負担金補助及び交付金 (千円)		0	0	0	0	0	0							
◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 市民から街灯の点灯時間の調整についての要望がある。						(5)その他 (千円)		1,779	857	935	935	935	935							
						A. 予算(決算)額(①～⑤)の合計 (千円)		9,306	9,843	10,240	10,350	10,350	10,350							
◆県内他市の実施状況							①事務事業に携わる正規職員数 (人)								9	9	9	9	9	9
○ 把握している ● 把握していない							②事務事業の年間所要時間 (時間)								2,440	2,440	2,440	2,440	2,440	2,440
◆市民と行政の協働状況							B. 人件費 (②×人件費単価/千円) (千円)								10,580	10,734	10,736	10,736	10,736	10,736
					事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)								19,886	20,577	20,976	21,086	21,086	21,086		
					(参考) 人件費単価 (円@時間)								4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400		

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☐ 直結度大 ☒ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	街路灯及び街路樹が適正な維持管理をされることは道路維持管理体制の強化に資する。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☐ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☒ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているため、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	道路法 (昭和27年法律第180号) 第42条第 1 項	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、成果向上の余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	中位
5. 連携すること、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	道路改良事業において、国からの補助金を受け、街灯等の道路附属物の点検を実施することから、この結果を維持管理に活かす。 ・除草については、道路維持一般管理事業 (委託が多い。) と市道維持補修事業 (直営が多い。) に予算が分かれているが、目的が同じで、手段が異なるだけなので、その組み合わせを検討する。 ・街灯、街路樹の維持管理の情報を道路台帳に入力し、その維持管理の状況を把握する。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	・街灯の電気料については、現在の灯具のままで、設置箇所数が減らないのであれば、削減できる余地はない。ただし、LEDの灯具に更新する等の投資を行えば、初期投資はあるものの、ランニングコストの削減が可能。 ・街灯の修繕料についても、経年劣化していることもあり、増加すると見込まれ、削減できる余地はない。 ・除草、街路樹の剪定に係る費用については、必要最低限の経費であり、削減できる余地はない	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	街灯の維持管理及び除草、街路樹の剪定に係る人件費については、必要最小限の経費で実施しているため、削減の余地なし。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	不特定多数の市民等に効果をもたらすものであり、受益負担とすることはできない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
対象外	説明	不特定多数の市民等に効果をもたらすものであり、受益負担の考え方になじまない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☐ 適切	☒ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			年度
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	・道路維持一般管理授業と市道維持補修事業の内容を検証し、整理する。	コストの方向性
	中・長期的 (～5年間)	街灯、街路樹の維持管理について、道路台帳に履歴を入力し、総合的な管理ができないか検討する。	削減
			成果の方向性
			維持

★一次評価 (課長総括評価)	
街灯については、道路法や補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等も踏まえ、防犯対策施設維持整備事業との一本化について調査・研究を進めること。 街路樹については、近年、デメリット (落ち葉、害虫等) が強調されがちであるが、街路樹には都市の景観を演出し緑陰による環境保全や火災時の熱吸収・延焼防止効果等の防災機能があり、これらの役割や特性も踏まえ総合的な見地で検討を進めること。	二次評価の要否
	不要
★二次評価 (経営戦略会議・部会)	

【1枚目】

◆事業概要（どのような事業か）		◆実施計画への記載予定事業内容		上段・計画：下段・実績		計画					
◆冬期間の降雪時における道路（市道、新川広域農道等）の除雪に係る計画の策定及びこれに基づく除雪の実施（建設業者への除雪業務の委託、リース会社所有の除雪機械の借り入れ、消雪施設の維持管理、除雪機械の購入及び維持管理） ・地区が設置した消雪施設に係る電気料（降雪期に限る。）に係る補助金の交付。 ・災害によって損傷した道路等の施設の修繕の実施。 ・他課所管の公共施設に係る除雪作業の実施。		富山県地域ぐるみ除排雪促進事業（小型除雪機順次更新） 富山県地域ぐるみ除排雪促進事業（小型除雪機順次更新） 富山県地域ぐるみ除排雪促進事業（小型除雪機順次更新）		単位	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
対象	＜この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など＞ ・道路除雪対象路線（魚津市道路除雪計画に掲載される車道除雪延長（消雪施設延長含む。）＋歩道除雪延長） ・地区が設置した消雪施設を管理する組織（管理する消雪施設の延長が100m以上かつ消雪施設による受益を受ける世帯が10世帯以上のものに限る。） ・他課所管の公共施設のうち除雪作業を委託されたもの		① 道路除雪計画延長	m	301,093	302,150	302,150	302,150	302,150	302,150	
			② 地区が設置した消雪施設を管理する組織	団体	26	34	34	34	34	34	
			③ 他課所管の公共施設で除雪作業を委託されたもの	箇所	82	83	83	83	83	83	
					82	83					
手段	＜平成24年度における事業見直しの有無＞ 見直し有 ＜平成24年度の活動及び見直し内容＞ ・活動内容は、事業概要のとおり。 ・見直し内容としては、除雪機械のリース期間を魚津市道路除雪計画の計画期間に一致するように変更。 ＜平成25年度の主な活動内容＞ 主な活動内容は、事業概要に同じ。 その他として、魚津市消雪施設電気料補助金の交付要件に消雪施設の占用許可を条件に追加。		① 道路の除雪に出動した日数	日	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
			② 補助金の交付額	円	1,720,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	1,700,000	
			③ 他課所管の公共施設の除雪に出動した日数	日	30	30	30	30	30	30	
					36	21					
意図	＜この事務事業によって、対象をどのように変えるのか＞ ・道路の除雪や消雪施設に係る補助を適切に実施することにより、市民の安全で円滑な交通を確保する。 ・他課所管の施設の除雪を行うことにより、市民サービスが適切に提供される。		① 除雪に関する要望、クレーム件数	件	0	0	0	0	0	0	
			② 交付件数/申請件数	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
			③ 他課所管の公共施設に係る除雪に係る要望、クレーム件数	件	0	0	0	0	0	0	
					0	0					
その結果	＜施策の目指すがた＞ 道路の維持管理や除雪が適切に行われ、安全で円滑な交通が確保されています。		↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 ・道路の除雪については、冬期間においては、降雪地域であることもあり、理窟発足時から行われてきたと考えられる。				費 目		実績		計画			
財源内訳	◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化（法改正、規制緩和、社会情勢の変化など） 公共事業が削減され、経営難等で除雪機械を所有できない業者が増えている。		(1)国・県支出金 (千円)		41,220	15,230	15,000	15,000	15,000	15,000	
			(2)地方債 (千円)		0	0	0	0	0	0	
			(3)その他(使用料・手数料等) (千円)		0	126	125	125	125	125	
			(4)一般財源 (千円)		223,565	177,823	134,993	126,497	126,497	126,497	
支出内訳	◆市民や議会などからの要望・意見（担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入） 市民から市道以外の道路についても、除雪路線に指定してほしい旨の要望がある。		予算(決算)額(1)～(4)の合計 (千円)		264,785	193,179	150,118	141,622	141,622	141,622	
			(1)需用費 (千円)		22,538	24,337	15,100	18,272	18,272	18,272	
			(2)委託料 (千円)		218,986	140,204	82,172	82,172	82,172	82,172	
			(3)工事請負費 (千円)		3,960	2,149	1,500	1,500	1,500	1,500	
◆県内他市の実施状況	⇒	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 除雪の実施体制については、県が主催する雪対策会議等で把握できる。 補助金制度については、直近の状況は把握していない。		(4)負担金補助及び交付金 (千円)		1,713	2,962	3,314	3,314	3,314	
				(5)その他 (千円)		17,588	23,527	48,032	36,364	36,364	36,364
	A. 予算(決算)額(1)～(5)の合計 (千円)		264,785	193,179	150,118	141,622	141,622	141,622			
	◆市民と行政の協働状況	⇒	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 ・地域に市所有の小型除雪機械を貸出し、それにより除雪作業を行ってもらっている。		①事務事業に携わる正規職員数 (人)		2	14	20	20	20
②事務事業の年間所要時間 (時間)					460	6,300	9,000	9,000	9,000	9,000	
B. 人件費 ②×人件費単価/千円 (千円)					1,995	27,714	39,600	39,600	39,600	39,600	
事務事業に係る総費用 (A+B) (千円)					266,780	220,893	189,718	181,222	181,222	181,222	
				(参考) 人件費単価 (円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400	

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	除雪等により道路の安全で円滑な交通が確保されることから、直結度は大きいと考えられる。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	道路法 (昭和27年法律第180号) 第42条第 1 項	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
あり	説明	他課所管の公共施設の除雪については、除雪業務の効率化という観点から、土木災害応急措置事業と一体となって、予算計上されているが、本来的には、土木災害応急措置事業の範疇には入らないことから、当該公共施設に係る事務事業に含めて評価すべきと考える。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
あり	説明	現在、市道以外の道路についても、除雪しているが、市が本来管理すべき市道についてのみ、除雪することにより、限られた予算を効果的に投入することができることができ、結果、成果が向上すると考えられる。	成果実績 中位
5. 連携すること、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
あり	説明	道路改良事業において、消雪施設の設置に係る予算を計上しているが、工事に特化、すなわち手段であることから、本来的には、土木災害応急措置事業と一体となって考えることが適切と考える。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 対象が減らない限り、対象に要する必要最小限に予算を計上・執行しており、削減する余地はない。
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)	
なし	説明 必要最低限の人員で実施しているおり、これ以上の削減は困難と考えられる。

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)	
あり	説明 市道の管理については、市が行うこととなっており、市道の除雪についても同様である。一方、地区が設置する消雪施設の費用を地区に負担してもらっており、それが適当なのかどうか検討する必要があると考える。また、一部の私道については、市が除雪・消雪の費用を負担しているところもあり、こちらについては適正化する余地があると考えられる。
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)	
把握していない	説明 ・地区が設置する消雪施設に係る負担及び私道に係る除雪・消雪の費用負担の状況について、県内他市の状況は把握していないことから、適正な水準かどうかは不明である。

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☐ 適切	☒ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☐ 適切	☒ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☐ 適切	☒ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☐ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			年度
☒ 他の事務事業と統合又は連携 ☒ 目的見直し ☒ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	・道路除雪の委託料の予算について、3月分 (期間: 12/15~3/14) ではなく、4月分 (期間: 12/1~3/31) とできないか検討。	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	・他課所管の公共施設の除雪の費用については、各課で精算してもらい、これを取りまとめたもので、除雪の予算を計上できるよう検討。(事務事業評価にも維持管理費用を反映させる。)	成果の方向性 向上

★一次評価 (課長総括評価)	
降雪量により総費用が大きく増減するため一律の削減は困難であるが、委託業者への除雪出動基準の遵守や地域ぐるみでの除排雪作業の促進により費用の縮減に努める必要がある。	二次評価の要否 不要
★二次評価 (経営戦略会議・部会)	

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	00000000				
事務事業名	市道認定事務				
予算書の事業名	なし				
事業期間	開始年度	昭和27年度	終了年度	当面継続	業務分類
					1. 施設管理
実施計画(H25～H27)への記載	無		実施計画(H26～H28)における区分		実施計画書に記載しない
実施方法	○ 1. 指定管理者代行 ○ 2. アウトソーシング ○ 3. 負担金・補助金 ● 4. 市直営				

部・課・係名等	コード1	03030100
部名等	産業建設部	
課名等	建設課	
係名等	業務係	
記入者氏名	高木 宏和	
電話番号	0765-23-1028	

政策体系上の位置付け	コード2	422003
政策の柱	基2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり	
政策名	2 魅力ある都市基盤の充実	
施策名	2. 快適な道路機能の強化	
区分	なし	
基本事業名	道路維持管理体制の強化	

予算科目	コード3	00000000
会計	該当なし	
款	該当なし	
項	該当なし	
目	該当なし	

◆事業概要（どのような事業か）			◆実施計画への記載予定事業内容			単位	上段・計画：下段・実績		計画					
市が新設した道路や開発行為で作られた道路等を市道として認定を行う事業。			H26				23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度		
			H27											
			H28											
対象	＜この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など＞ 道路法によらない道路 道路法による道路			➡	対象指標	① 市道路線数	路線	1,244 1,245	1,248 1,245	1,252	1,256	1,260	1,264	
			② 市道延長			km	401,942 401,942	404,500 401,996	406,000	40,700	40,800	40,900		
			③											
手段	＜平成24年度における事業見直しの有無＞		＜平成24年度の活動及び見直し内容＞		➡	活動指標	① 認定・廃止路線数	路線	3 3	5 0	5	5	5	5
	見直し無		特になし。				② 区域決定・変更公示件数	件	43 44	40 41	40	40	40	40
	＜平成25年度の主な活動内容＞		③ 供用開始公示件数	件			44 44	40 41	40	40	40	40		
	①道路法第8条及び第10条の規定に基づき市道路線の認定、認定変更を議会へ提出し、議決があった場合は道路法第9条に基づき認定を告示する。②道路法第18条に基づき道路の区域の決定・変更や供用の開始の公示を行う。③寄付・帰属・開発行為による引継ぎ作業。													
意図	＜この事務事業によって、対象をどのように変えるのか＞ 道路について、市道の認定、廃止を行うことで市有財産の区分を明確にし、適切な管理を行うことができる。			➡	成果指標	① 認定・廃止路線の全市道に対する割合	%	0.20 0.20	0.40 0.00	0.40	0.40	0.40	0.40	
			② 区域決定公示件数の全市道に対する割合			%	3.46 3.53	3.20 3.29	3.19	3.18	3.17	3.16		
			③ 供用開始公示件数の全市道に対する割合			%	3.54 3.53	3.20 3.29	3.19	3.18	3.17	3.16		
			その結果 ＜施策の目指すがた＞ 道路の維持管理が適切に行われ、安全で円滑な交通が確保されています。			↑成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入								
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯 新道路法の制定（昭和27年）により				費 目		実績		計画						
						23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
財源内訳			(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			予算(決算)額((1)～(4)の合計)	(千円)	0	0	0	0	0	0				
支出内訳			(1)需用費	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0				
			(5)その他	(千円)	0	0	0	0	0	0				
◆県内他市の実施状況				A. 予算(決算)額((1)～(5)の合計)		(千円)	0	0	0	0	0	0		
●把握している		➡	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄 道路法に基づき、全ての自治体がおこなっている事務であるため。		①事務事業に携わる正規職員数	(人)	2	1	3	3	3	3		
●把握していない			②事務事業の年間所要時間	(時間)	80	200	100	100	100	100				
◆市民と行政の協働状況		➡	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄 道路法に基づき、全ての自治体がおこなっている事務であるため。		B. 人件費（②×人件費単価/千円）	(千円)	347	880	440	440	440	440		
○協働している			事務事業に係る総費用（A+B）	(千円)	347	880	440	440	440	440				
○協働可能だが未実施			(参考) 人件費単価	(円@時間)	4,336	4,399	4,400	4,400	4,400	4,400				
●協働になじまない														

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	未認定道路を市が責任を持って維持管理する市道と認定及び変更等するかどうかは、重要な影響を持っていると考える。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	道路法 (昭和27年法律第180号) 第 8、9、10、18条	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	上位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	事業費は予算として計上していない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	業務のマニュアル作成及び定型化を進め、効率的な業務執行に努める。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	管理すべき道路を市道に認定することは市の義務であり、受益者負担の考えにはなじまない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	上記のとおり受益者負担の考え方に馴染まない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	作業の定型化を進める。	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	作業の定型化を進める。	成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)	
引き続き手続きの定型化による効率的な事務事業の執行に努めること。	二次評価の要否 不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)

平成 25 年度 魚津市事務事業評価表 (平成 24 年度実績 兼 平成 25 年度以降に係る計画)

【1枚目】

事業コード	00000000
事務事業名	道路法に関する事務
予算書の事業名	なし
事業期間	開始年度 昭和27年度頃 終了年度 当面継続 業務分類 1. 施設管理
実施計画(H25～H27)への記載	無 実施計画(H26～H28)における区分 実施計画書に記載しない
実施方法	☐ 1. 指定管理者代行 ☐ 2. アウトソーシング ☐ 3. 負担金・補助金 ☒ 4. 市直営

部・課・係名等	コード1	03030100
部 名 等	産業建設部	
課 名 等	建設課	
係 名 等	業務係	
記入者氏名	高木 宏和	
電話番号	0765-23-1028	

政策体系上の位置付け		コード 2	422003
政 策 の 柱	基 2 安全で快適な暮らしやすいまちづくり		
政 策 名	2 魅力ある都市基盤の充実		
施 策 名	2. 快適な道路機能の強化		
区 分	なし		
基 本 事 業 名	道路維持管理体制の強化		

予算科目		コード3	000000000
会計	該当なし		
款	該当なし		
項	該当なし		
目	該当なし		

◆事業概要 (どのような事業か)			◆実施計画への記載予定事業内容		単位	上段・計画：下段・実績		計画				
			H26			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
			H27									
			H28									
対象	＜この事務事業は、誰、何を対象にしているのか。※人や物、自然資源など＞			対象指標	路線	① 市道路線数	1,244	1,248	1,252	1,244	1,236	1,228
	① (道路法32条) 市道、道路占用申請、道路占用料						1,244	1,244				
	② (道路法24条) 市道、道路法第24条申請					② 申請件数	255	321	321	321	321	321
	③ (道路法46条) 市道、通行制限申請						255	426				
手段	＜平成24年度における事業見直しの有無＞			活動指標	千円	③ 占用料賦課額	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	見直し無						15,203	15,857				
	＜平成24年度の活動及び見直し内容＞					① 許可件数	255	321	321	321	321	321
	特になし。						255	426				
意図	＜平成25年度の主な活動内容＞			成果指標	千円	② 不許可件数	0	0	0	0	0	0
	(道路法32条) ①申請書の受け付け②現地確認③警察との協議④許可書の発行⑤占用料の賦課・徴収・減免						0	0				
	(道路法24条、47条の2) ①協議書などの受付②現地確認③回答書などの発行					③ 占用料収納額	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	(道路法46条) ①申請書の受け付け②現地確認③消防署等への通知④市ホームページ上での周知						15,142	15,598				
その結果	＜この事務事業によって、対象をどのように変えるのか＞			成果指標	%	① (許可件数＋不許可件数)／申請件数	100	100	100	100	100	100
	申請書により道路内の構造物を把握することで、適正な道路管理を行うことができる。また、道路管理者が、市道で行っている管理者以外の工事を適切に管理することで、道路構造物に由来する交通の危険を未然に防止することができる。さらに、市道の設計上の規格を超える車両でも、法に基づき条件を付して通行させることで、道路の損傷を防ぐことができる。						100	100				
						② 占用料収納率	100	100	100	100	100	100
							100	100				
＜施策の目指すがた＞			↑ 成果指標が現段階で取得できていない場合、その取得方法を記入									
道路の維持管理や除雪が適切に行われ、安全で円滑な交通が確保されています。												
◆この事務事業開始のきっかけとこれまでの事務事業見直しの経緯					費 目		実績		計画			
新道路法の制定 (昭和27年) により							23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
◆開始時期以後の事務事業を取り巻く環境の変化と、今後予想される環境変化 (法改正、規制緩和、社会情勢の変化など)	以前より、ライフラインの収容空間として道路の役割が増加している。また、新幹線工事や変電所工事などの大規模な工事や住宅建築・解体による協議件数が増加している。	➡	財源内訳	(1)国・県支出金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(2)地方債	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(3)その他(使用料・手数料等)	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(4)一般財源	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				予算(決算)額((1)～(4)の合計)		(千円)	0	0	0	0	0	0
◆市民や議会などからの要望・意見 (担当者の私見ではなく、実際に寄せられた意見・質問などを記入)	特になし	➡	支出内訳	(1)需用費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(2)委託料	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(3)工事請負費	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(4)負担金補助及び交付金	(千円)	0	0	0	0	0	0	
				(5)その他	(千円)	0	0	0	0	0	0	
A. 予算(決算)額((1)～(5)の合計)		(千円)	0	0	0	0	0	0				
◆県内他市の実施状況		➡	◆把握している内容又は把握していない理由の記入欄									
○ 把握している ● 把握していない			魚津市道路占用料条例、魚津市道路占用規則の内容は、他市との大きな相違もなく、事務的作業についても違いがないと考えられるため。									
◆市民と行政の協働状況		➡	◆選択した協働状況の内容又は理由の記入欄									
○ 協働している ○ 協働可能だが未実施 ● 協働になじまない			道路法・魚津市道路占用料条例に基づき、全ての自治体が行っている事務であるため。									
			②事務事業の年間所要時間 (時間) 1,874 940 1,250 1,250 1,250 1,250									
			B. 人件費 (②×人件費単価/千円) (千円) 8,126 4,135 5,500 5,500 5,500 5,500									
		事務事業に係る総費用 (A+B) (千円) 8,126 4,135 5,500 5,500 5,500 5,500										
		(参考) 人件費単価 (円@時間) 4,336 4,399 4,400 4,400 4,400 4,400										

【目的妥当性の評価】

1. 基本事業との直結度 (事務事業の意図が基本事業の意図にどのくらい直結しているか、その理由も記載)			
☒ 直結度大 ☐ 直結度中 ☐ 直結度小	説明	安全で円滑な道路交通を確保する上で、路上や路面下の占用物件を把握し、適切に管理することは重要であると考える。	
2. 市の関与の妥当性 (民間や他の機関でも実施可能な事務事業か)			
☒ 法令などにより市による実施が義務付けられている ☐ 法令などによる義務付けはないが、公共性が非常に高く、民間 (市民・企業等) によるサービスの実施が不可能 (又は困難) なため、市による実施が妥当 ☐ 民間でもサービス提供は可能だが、公共性が比較的高く、市による実施が妥当 ☐ 市が実施しているが、関与の必要性は低く、今後は市の関与を縮小 (廃止) が妥当 ☐ 既に目的を達成しているので、市の関与を廃止が妥当			
根拠法令等を記入	道路法 (昭和27年法律第180号) 第32条	事務の区分	自治事務
3. 目的見直しの余地 (現状の【対象】と【意図】は適切か、また、見直す場合その理由と内容を説明、できない理由も説明)			
なし	説明	現状の対象と意図は適切であり、見直しの余地なし。	

【有効性の評価】

4. 成果向上の余地 (成果の向上が今後どの程度見込めるか説明、できない理由も説明) ※成果指標の計画と実績との比較に基づき記入			
なし	説明	成果実績	上位
5. 連携することで、今より効果が高まる可能性のある他の事務事業の有無 (どう効果が高まるか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	連携することで、今より効果が高まる可能性がある他の事務事業はない。	

【効率性の評価】

6. 事業費の削減の余地 (手段を工夫することで、事業費を削減できないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	事業費は予算として計上していない。	
7. 人件費の削減の余地 (今の業務時間を工夫して少なくできないか説明、できない理由も説明)			
なし	説明	申請を受けける都度業務を行っているため、業務時間の多寡は申請数の多寡に関連する。また、昨年度より施工前後の書類審査や検査体制の充実を図っているため、従前より申請1件あたりの業務時間は増加している。また、道路法32条については、業務の定型化と申請に関する書類の電子化を進めたことで、日常の業務時間は削減傾向ではあるが、今後は、占用許可の更新に伴う作業量の増加や申請受付時、工事完了時の現地確認など業務時間の増加が予想される。	

【公平性の評価】

8. 受益機会の適正化の余地 (受益の機会が偏っていて不公平でないか)			
なし	説明	道路法32条については、平成20年度より国道についての占用料の単価等が変更されているため、他市の動向も踏まえて適正な占用料単価となるよう調査を行っている。また、占用料の減免を行っている物件についても、他市の動向も踏まえ必要性や減免額についても検討を行っている。他の許可行為については、申請者の負担で実施しているものもあるため、負担を求めることはできない。	
9. 受益者負担の適正化の余地 (県内他市と比較し、適正な水準か)			
平均	説明	① (道路法32条) 条例上の占用料の単価は、県内他市と同水準である。 ② (道路法24条) 施工の申請者負担を継続する。 ③ (道路法46条) 通行制限に伴う費用については、原因者負担となっている。 ④ (道路法47条の2) 道路の維持管理にかかる費用は道路管理者が負担となっており、負担を求めることはできない。	

★ 評価結果の総括と今後の方向性			
(1) 評価結果の総括			
① 目的妥当性	☒ 適切	☐ 目的廃止又は再設定の余地あり	
② 有効性	☒ 適切	☐ 成果向上の余地あり	
③ 効率性	☒ 適切	☐ コスト削減の余地あり	
④ 公平性	☒ 適切	☐ 受益者負担の適正化の余地あり	
(2) 今後の事務事業の方向性			
☒ 現状のまま (又は計画どおり) 継続実施 ☐ 終了 ☐ 廃止 ☐ 休止			年度
☐ 他の事務事業と統合又は連携 ☐ 目的見直し ☐ 事務事業のやり方改善			

★改革・改善案 (いつ、どのような改革・改善を、どういう手段で行うか)			コストと成果の方向性
実施予定時期	平成26年度	なし	コストの方向性 維持
	中・長期的 (~5年間)	なし	成果の方向性 維持

★一次評価 (課長総括評価)	
申請を受けての事務であり一律に事務量を削減することは出来ないが、占用物件データの電子化等による占用更新事務の効率化に努めること。 また、適切な占用料、減免のあり方についても引き続き調査・検討を行うこと。	二次評価の要否 不要

★二次評価 (経営戦略会議・部会)